

最高裁秘書第1402号

令和2年6月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和2年3月24日付け（同月26日受付，第014808号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 祝辞（令和元年7月1日付け弁理士制度120周年記念式典分）（片面で2枚）
- (2) 祝辞（令和元年10月7日付け更生保護制度施行70周年記念全国大会分）（片面で1枚）
- (3) 祝辞（令和元年10月8日付け第67回全国調停委員大会分）（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

祝 辞

〔令和元・七・一 ホテルニューオータニ〕  
弁理士制度一二〇周年記念式典

寛仁親王妃信子殿下の御臨席を仰ぎ、弁理士制度百二十周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

我が国の弁理士制度は、明治三十二年に発足して以来、今年で満百二十年になります。この間、経済社会の発達に伴い、知的財産の創造、保護、活用が著しく進展し、今日、知的財産権は、我が国の経済及び産業の基礎をなすものとして、ますますその重要性が高まってきました。弁理士の皆様が、このような知的財産に係る制度の適正な運用と発展に大きな役割を果たしてこられましたことは、誠に慶賀に堪えません。

司法の分野におきましても、平成十七年に知的財産高等裁判所が設立されるなど、知的財産に関する社会のニーズに的確かつ迅速に対応するための取組が進められてきました。経済や産業のグローバル化に伴う知的財産紛争の国際化にも対応すべく、皆様を始めとする関係各位の御協力も頂きながら、今後も、質の高い審理・判断を行うことができよう努めてまいります。

本日の式典に当たり、弁理士制度のこれまでの発展の歩みに思いを致し、これに貢献してこられた方々に対して深く敬意を表しますとともに、弁理士制度の一層の充実と発展を祈念して、私の祝辞といたします。

令和元年七月一日

最高裁判所長官 大谷 直人

祝  
辞

〔令和元・一〇・七 東京国際フォーラム  
更生保護制度施行七十周年記念全国大会〕

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、更生保護制度施行七十周年記念  
全国大会が開催されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。  
我が国の更生保護制度は、明治以来の民間慈善事業によって培わ  
れた伝統を礎として、昭和二十四年に発足し、平成、令和と受け継  
がれ、本年をもって七十周年を迎えました。この間、関係する多く  
の方々が、犯罪や非行に陥った人の更生と犯罪の予防という地道な  
活動に熱意を持って取り組まれ、更生保護制度の充実、発展に大き  
な成果を収めてこられました。その御努力に対し、心から敬意を表  
します。

戦後最大の刑事司法の改革として平成二十一年に創設された裁判  
員制度は、施行から十年を迎え、これまで数多くの国民に、刑事裁  
判に参加していただきました。実際に裁判員を経験された方の話を  
うかがうと、裁判手続だけでなく、犯罪の発生から刑の執行、さら  
には犯罪や非行に陥った人の社会復帰に至るまでの全ての過程に深

い関心を抱くようになったとの声が聞かれます。また、平成二十八  
年に導入された刑の一部執行猶予制度は、刑の量定を行う裁判所と  
しまして、改めて更生保護制度の重要性を再認識する契機となり  
ました。こうした中で、皆様方の活動に対する国民の期待は、ます  
ます高まってきているものと存じます。

本日の記念すべき大会に当たり、全国の更生保護関係者が相集わ  
れたことは誠に意義深いものがあり、皆様方におかれましては、今  
後とも国民の大きな期待に応えるべく、英知と経験を結集され、活  
動の一層の充実に努められますよう心からお願い申し上げます。  
終わりに、本日顕彰を受けられた方々の多年にわたる御功績に対  
して深く敬意を表しますとともに、その御榮譽に対し心からお喜び  
を申し上げます。私の祝辞といたします。

令和元年十月七日

最高裁判所長官

大谷直人

最高裁判所長官祝辞

〔令和元・一〇・八  
第六十七回全国調停委員大会〕

第六十七回全国調停委員大会の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

調停制度は、我が国の国民性になつた身近で利用しやすい法的な紛争解決手段として長い歴史を有し、国民から高い信頼と評価を受けるに至っております。日本調停協会連合会は、昭和二十七年の創設以来、平成、そして令和の時代を迎えた今日に至るまで、この調停制度と共に歩み、その充実、発展のため、様々な活動を続けてこられました。関係各位の御尽力に対し、心から敬意を表します。また、調停委員として永年にわたり御功績を挙げられた多数の方々に対し、藍綬褒章が授与されていきます。調停制度の適正な運営とその発展に多大な貢献をしてこられた方々に、改めて、この場をお借りして、深く謝意を表すとともに、お祝いを申し上げます。近年、急速な社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高まりや価値観の多様化などを反映して、法的紛争の複雑困難化が進んでおり

ます。その一方で、調停制度の利用者からは、これまで以上に、公平で透明性のある調停運営と、その帰結としての納得性の高い紛争解決が求められております。今後、調停制度が国民からの期待に応え、引き続き高い信頼と評価を得ていくためには、利用者の幅広いニーズを的確に受け止めつつ調停運営の更なる改善を図っていく必要があります。

裁判所も、制度の一層の充実と発展のために力を尽くし、このような時代の要請に応えていく所存です。調停委員の皆様方におかれましても、引き続き御理解と御尽力をいただけるようお願いを申し上げます。

終わりに、日本調停協会連合会と関係の皆様のおますますの御発展を祈念して、私の祝辞といたします。

令和元年十月八日

最高裁判所長官

大谷直人